

あんしょうにこにこつうしん

平成22年1月 第69号

# 安祥ニッコニコ通信

安祥地区社会福祉協議会主催講演会のお知らせ

## 「児童虐待を防ぐために 地域でできること」

自分の子どもとどう  
接したらよいかわからない。  
でも近所に相談できる知り  
合いもいないし・・・。



講師

愛知県刈谷児童相談センター

センター長

萬屋 育子 氏



子どもを  
たたく音や叫び声が毎日  
のように聞こえる。でも家庭  
の中のことに首をつっこめ  
ない・・・。

日時：平成22年2月13日（土）午前10：00～12：00

場所：安祥公民館2階第2会議室（安祥文化のさと敷地内歴史博物館隣）

受講料無料 事前の申し込みはいりません。どなたでも聴いていただけますので、当日お越しください。

問い合わせ先：安祥地区社会福祉協議会事務局 伊藤 0566-77-3214

## 安祥地区 最近の活動報告

### 安城市社協主催勉強会で古井新町住民が活動発表しました！

11月下旬、「シニアライフイキイキ講座」で「古井新町ふれあいサロン」の活動内容を発表。受講生は自分の地区でもこのような活動を目指したいと熱心に聞き入っていました。



サロンで高齢者の皆さんに喜んでいただいている姿も披露しました

「仕事をしているので町内に知り合いがいませんでしたが、町内会の役をやったことがきっかけで、ふれあいサロンの活動メンバーに入れてもらい、今では本当によかったと思っています。」

(発表者 太田さんの話)



古井新町ふれあいサロン  
毎月開催。手作りの昼食とストレッチや簡単な小物づくりなどで高齢者に楽しいひと時を提供している。

#### 受講生の感想

自分の意思で自分にやれること、という気持ちが継続させる。素晴らしい特技もお持ちで感心しました。

定年を迎え、何かやれることをと思い、本講座を受講しましたが、ヒントをいただいた。

## 安祥地区 事業の報告

### 「介護者のつどい」開催しました

12月5日(土)午後1時30分～3時まで安祥公民館にて「介護者のつどい」を開催しました。初めてみえる人、毎回参加される人、年代も性別もいろいろでしたが、時間が足りないほど語り合いました。

介護しているのはお姑さん、ご両親、ご主人と参加者の状況はさまざまですが、経験している者同士、話しているとお互いの気持ちが感じとれて、心がほぐれたようです。

安祥地区では、このような「介護者のつどい」を年2回(7月ごろと12月ごろ)開催しています。日時はこの「安祥ニコニコ通信」でご案内しております。介護のご都合に合わせてぜひご参加ください。



# 社協の相談とサービスのご案内

ご利用ください!

## 心配ごと相談 どんなこともお気軽にどうぞ

毎週火曜日 9:00 ~ 15:00

総合福祉センター(赤松町大北78)

毎月第1・3土曜日 13:00 ~ 16:00

北部福祉センター・桜井福祉センター・総合福祉センター

毎月第2・4土曜日 13:00 ~ 16:00

安祥公民館(安祥地区社協)・中部福祉センター・西部福祉センター・作野福祉センター

毎月第1・3水曜日 13:00 ~ 16:00

南部公民館(明祥地区社協)

相談は地域の民生・児童委員がお聞きします。事前の予約はいりません。



## 福祉法律相談 障害者、高齢者、ひとり親家庭に関する法律的な悩みに弁護士がお答えします

毎月第3水曜日 13:00 ~ 16:00

総合福祉センター

予約制です。毎月1日(日・月の場合は翌日)から電話にて受付します。1回の相談時間は30分以内です。

(電話 77 - 7889 総合福祉センター)

一般の法律相談は、市役所相談室にて毎月第2・4金曜日におこなっています。

## 子どもの生活相談 子育ての悩みや子どもに関することに専門の先生がお答えします

毎月第2・4金曜日 13:30 ~ と 15:00 ~ の2回

総合福祉センター

予約制です。(電話 77 - 7889 総合福祉センター)



## 高齢者用杖の給付 概ね65歳以上で、歩行に支障のある方に給付します。

申請書に記入していただければ、すぐその場でお持ち帰りいただけます。

認め印をお持ちください。

## 車いすの貸し出し 市内の車いすが必要な方に、無料で貸し出します(最長1ヶ月)

申請書に記入していただければ、すぐその場でお貸しします。

事前にお電話いただくと、手続きがスムーズです。

杖の給付と車いすの貸出についてのお問い合わせは安祥地区社協(電話 77 - 3214)までどうぞ。